

## 富士宮市空き店舗等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、中心市街地商店街の連続性を保ち、活力と魅力ある商店街づくりを推進するため、空き店舗等対策事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 富士宮市中心市街地まちづくり計画に定める中心市街地をいう。
- (2) 空き店舗等対策事業 空き店舗等を利用して出店し自らが営業すること、又は空き店舗等への出店者の要望に応じ、空き店舗等の改装工事等を行い、出店者に貸し出すことをいう。
- (3) 商店街振興組合等 次に掲げる富士宮商店街振興組合及び商店会をいう。
  - ア 駅前通り商店街振興組合
  - イ 本町商店街振興組合
  - ウ 神田商店街振興組合
  - エ 宮町商店街振興組合
  - オ 西町商店街振興組合
  - カ 中央商店会
- (4) 対象区域 中心市街地区域内の商店街振興組合等が立地する区域（富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想に定める参道軸創出ゾーンを除く。）をいう。
- (5) 空き店舗等 対象区域内に介在し、かつ、利用されていない状態にある店舗又は土地をいう。
- (6) 改装工事等 市内に本店の登記がある法人又は市内に住民登録がある個人事業者による空き店舗等への出店に係る改装工事、建築工事及び備

品納入をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる者は、空き店舗等対策事業を行い、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 本市における市税の滞納がないこと。
- (2) 富士宮市暴力団排除条例（平成24年富士宮市条例第25号）第2条第1項第1号から第3号までに該当しないこと。

2 補助の対象となる店舗は、小売業、宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業の用に供する店舗で、次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等に該当する店舗
- (3) 本市外に本店のあるフランチャイズチェーン方式による店舗
- (4) 対象区域内の移転となる店舗
- (5) 空き店舗等の所有者、所有者と同一世帯に属し生計を一にする者又は所有者の1親等の血族及び姻族である者（以下「所有者等」という。）による経営となる店舗。ただし、所有者等が、空き店舗等となる直前に出店していた業種と異なる業種に転換し、新たに経営しようとする店舗を除く。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けていない店舗

3 補助の対象となる経費は、改装工事等に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 改装工事、設備設置工事その他店舗改修に必要となる工事費
- (2) 基礎工事、主体工事その他店舗建築に必要となる工事費
- (3) 厨房用機器、室内機器その他開業に伴い必要となる備品納入費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

区分	補助金の額	補助金限度額
----	-------	--------

空き店舗利用による出店の場合	1 店舗につき改装工事等に要する経費の2分の1に相当する額	100万円（飲食サービス業の場合にあつては200万円）
空き地利用による出店の場合		200万円（飲食サービス業の場合にあつては300万円）

（交付の申請等）

第5条 規則第3条第3号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 空き店舗等の改装工事等の施工前の写真
- (2) 改装工事等に係る見積書の写し
- (3) 住民票謄本の写し（法人の場合は、登記事項証明書の写し）
- (4) 市税完納証明書
- (5) 出店に係る誓約書（第1号様式。空き店舗を改装し、貸し出す者の場合は、出店者による出店に係る誓約書）

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条第4号に規定する必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 出店の日から1年を経過する日までは営業を継続すること。
- (2) 事業実績報告までに商店街振興組合等に参加していること。

（計画の変更等）

第7条 補助事業者は、申請時における事業計画を変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ富士宮市空き店舗等対策事業変更（中止）申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 規則第10条第3号に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 出店する空き店舗等の賃貸借契約書の写し
- (2) 空き店舗等の改装工事等の施工後の写真
- (3) 改装工事等施工業者との契約書の写し
- (4) 改装等代金に係る領収書の写し
- (5) 改装工事等施工業者の住民票抄本の写し（法人の場合は、登記事項証明書）の写し
- (6) 商店街振興組合等加入証明書
- (7) 建築確認通知書の写し（空き地利用の場合に限る。）

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(事業報告)

第9条 補助事業者は、事業を開始した日の属する年度及びその翌年度の末日から30日以内に、事業報告書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、補助事業の内容について市長に報告しなければならない。

- (1) 収支報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

富士宮市長 宛

出店にかかる誓約書

私は、富士宮市空き店舗等対策事業補助金の交付を受けた店舗に出店するに当たり、出店の日から少なくとも1年以上は営業を継続することを誓約します。

年 月 日

住 所

（所在地）

出店者 氏 名

Ⓜ

（名称及び代表者氏名）

電 話 番 号

第2号様式（第7条関係）

富士宮市空き店舗等対策事業変更（中止）交付申請書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所

（所在地）

申請者 氏 名 ⑩

（名称及び代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付けで交付決定のあった補助事業の内容を次のとおり変更（中止）したいので、富士宮市空き店舗等対策事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止を除く。）の内容

変更前	変更後

3 補助事業に要する経費及び補助金の変更額

変更前		変更後	
補助事業に 要する経費	補助金	補助事業に 要する経費	補助金
	千円		千円

第3号様式（第9条関係）

事業報告書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所  
(所在地)

補助事業者 氏 名  
(名称及び代表者氏名)

㊟

電 話 番 号

富士宮市空き店舗等対策事業補助金を受けた店舗の 年度の事業内容及び経営状況等について、次のとおり報告いたします。

1 補助の内容

補助交付年度	年度
補助金交付額	円
補助対象事業 店舗の所在地	富士宮市
補助金交付時 の店舗の業種	小売業・宿泊業・飲食サービス業・生活関連サービス業 (具体的な内容； )
現在の店舗の業種	<input type="checkbox"/> 変更なし ・ <input type="checkbox"/> 変更した ※ 変更した場合には、現在の業種、理由等の詳細を記述したものを別紙として添付してください。

2 補助事業者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

3 出店者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

4 出店者の商店街振興組合等への加入の状況

に加入中

5 事業内容・収支報告書 別紙のとおり